

## 日本学術会議会員候補者6名の任命拒否に抗議する会長声明

1 菅義偉内閣総理大臣は、2020年（令和2年）10月1日から任期が始まる日本学術会議会員（以下「会員」という）の候補者105名のうち、6名について任命を拒否した。この件について菅首相は、マスコミの取材に対しても、国会答弁においても、具体的理由は一切説明せず、必ずしも会議側の推薦通りに会員を任命する必要はないとの見解を前提に、「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点」、「会員の多様性を考慮した」などと、抽象的な説明を繰り返している。

2 日本学術会議は、戦前の学術研究会議を前身としているところ、戦時中、同会議を含む学術組織が、政府及び軍と結びつき、大がかりな研究の軍事動員が行われたことに対する反省を踏まえ、科学研究は平和と福祉増進のためになされるべきという決意の下、1949年（昭和24年）1月に設立された。

日本学術会議が、内閣総理大臣の管轄とされている（日本学術会議法（以下、「法」という。）1条2項）にもかかわらず、独立して職務を行うこととされている（法3条1項）のも、その現れといえる。

その構成員である会員について政府による実質的な選解任が許されれば、日本学術会議の研究内容の選択や意見表明が政府に迎合するおそれが生じ、ひいては政府から独立して職務を行うことが極めて困難となり、日本学術会議の存在意義そのものを没却するおそれすらある。

この点、学問の自由を規定する日本国憲法23条は、「学問の自律性、つまり当該学問分野で受け入れられた手続きおよび方法に基づく真理の探究の自律性を確保すること、とくに、政治の世界からの学問への介入・干渉を防ぐことを、その目的」（長谷部恭男『憲法（第7版）』）としており、日本学術会議の政府からの自律性、独立性は、憲法上の要請とすることができる。

3 会員の選定については、「優れた研究又は業績がある科学者」（法17条）という唯一の要件のもと、全国の科学者による公選制とされていたが、1983年（昭和58年）、同法が改正され、日本学術会議が会員候補者を推薦し、内閣総理大臣が任命するとされた。もともと、上記の日本学術会議の独立性を踏まえ、内閣総理大臣による会員の任命行為（法7条2項）は、日本学術会議の推薦に基づいて行われる形式的なものにすぎないと解され、内閣総理大臣は推薦された候補者を拒否せず、そのまま任命することとされていた（1983年5月12日参議院文教委員会における中曽根康弘内閣総理大臣及び政府委員答弁、同年11月24日参議院文教委員会における丹羽兵助総理府総務長官答弁）。このことを踏まえ、参議院文教委員会においては、「内閣総理大臣が会員の任命をする際には、日本学術会議側の推薦に基づくという法の趣旨を踏まえて行うこと」との附帯決議がなされている。

また、病気その他やむを得ない事由により会員から辞職の申出があったときは日本学術会議の同意を得て内閣総理大臣が辞職を承認する（法25条）、会員に不適當な行為があるときは日本学術会議の申出に基づき内閣総理大臣

が当該会員を退職させる（法26条）こととされ、会員に対する内閣総理大臣の人事権の発動は、すべて日本学術会議の意思決定の下になされることになる。

- 4 このように、会員に対する内閣総理大臣の任命権が形式的に過ぎないにもかかわらず、内閣総理大臣が行った今回の任命拒否は、法3条1項及び法7条2項、法17条、ひいては日本学術会議の自律性、独立性を要請する日本国憲法23条に違反するものと言わざるを得ない。

よって、当会は、菅首相に対し、今回の任命拒否に強く抗議するとともに、これをすみやかに撤回し、日本学術会議が推薦した6名の候補者を会員に任命するよう求める。

2020年（令和2年）12月24日

岩手弁護士会

会長 大和久 政也

